

其の二 きなりの郷の四つのものがたり

ものがたり

本物のきなりの日々

(生活環境・交通・情報)

一、自然と共生する暮らしの実現

きなりの郷がめざすきなり生活とは、自然と共生する暮らしそのものです。

【現況と課題】

〔環境保全〕住民アンケート調査結果においても、自然環境の保全の必要性並びに、村の魅力について、空気や水がきれいで、緑豊かな山々等の自然と回答された方が多く、今後も自然環境に配慮したきなりの郷にふさわしい、村づくりを進めていく必要があります。

森林は木材の生産機能のみならず国土の保全、水資源の涵養、生活環境の保全、保健、文化、教育的な活動の提供等、多様な機能を有します。しかし、林業の構造的な不況とともに、森林所有者の林業経営意欲が減退し、森林整備の立ち遅れが問題となっています。

地球温暖化問題での二酸化炭素の吸収機能等、森林の持つ公益的機能を発揮させるためにも、森林整備対策が必要です。

また、池原ダム・七色ダム湖に浮遊する流木対策も必要です。

きなりの郷にふさわしい良好な河川環境を維持するために、河川的环境保全に



配慮した工法の導入や河川周辺のアシ刈り等も必要です。美しい生活環境を維持するために、子供から高齢者まですべての住民が、ふるさとの自然と命を大切にしていくなかで意識の啓発に努める必要があります。

〔住宅〕村営住宅については、現況七八戸あり、村全世帯の一割強を占めるまでになってきました。

若者定住対策として村営住宅の整備を図ってきて、平成十六年五月一日現在で七五世帯、一八三名が入居しその所期の目的を達成してきました。

今後は、村営住宅の需要を見ながら建替事業を考えていく必要があると共に、田舎暮らしを求める都市部（情報技術関連等）の人が移り住みやすい環境を整えるために、村内住宅情報の提供や村営住宅の新築を考えていく必要があります。

〔簡易水道〕簡易水道施設の整備については、村内一〇〇％の供給体制が確立しており、今後、ポンプや設備機器の修繕など、既存施設の適切な管理を行い、安全で衛生的な水の安定供給を行う必要があります。

〔下水処理〕現在、浄化槽の設置率は六七・一六％（平成十五年度）となっています。今後五年間で設置率を八二％以上にする予定ですが、自然環境の保全の観点から、将来一〇〇％の設置率をめざす必要があります。

〔廃棄物・し尿処理〕ゴミ処理及びし尿処理は、上下北山衛生一部事務組合によって広域的処理を行っています。

ゴミ処理については平成十五年にダイオキシン対策を施した最新の焼却施設（上下北山クリーンセンター）が完成し、大気汚染対策等には万全の施設体制が整いました。今後は、ゴミを出さない暮らしの啓発とリサイクル率の向上、ゴミの不法投棄対策が課題となっています。

また、処理経費の軽減と減量化の観点から、処理費用の有料化を検討する必要があります。

し尿処理については施設が築三十年以上を経過しており、老朽化が激しく抜本

的な対策が必要となっています。

〔その他〕 火葬場は昭和六十二年に設置され、建設後十八年が経過し年々維持修繕費も増加傾向にあります。使用に際しては特に問題もなく運営されており、今後とも適切な維持管理に努める必要があります。

【計画】

一、環境保全

- ・国、県等とともに公的機能を高めるための森林整備を進めます。
- ・河川周辺の環境美化推進のための河川パトロール、水質検査を実施します。
- ・河川の改修時は、河川環境の生態系保全のため、河川環境に配慮した工法の導入を図ります。
- ・環境を破壊する産業廃棄物の投棄を防止し、村民の住環境を守るため、環境パトロールの実施や看板の設置等啓発活動の推進に努めます。
- ・住民や観光客に対し、自然環境保全の啓発を進めます。
- ・公共施設の周辺環境の美化・緑化を進めます。
- ・各地区の修景緑化を進めます。

二、住宅

- （一） かなりの郷にふさわしい住宅の整備
- ・若者定住促進をめざした「かなりの郷」の理念を活かした魅力ある村営住宅の新築及び建替整備事業を進めます。
- ・かなりの郷にふさわしい木造住宅建設事業を促進します。

（二） 住宅用地の情報提供

- ・一般住宅用地の情報を所有者の協力を得ながら進めます。

三、簡易水道

- ・簡易水道施設四箇所、飲料水供給施設二箇所の維持管理体制の強化を図ります。
- ・浄水場については、新たな整備計画はありませんが、衛生的で安定した供給を行うため施設の維持修繕に努めます。

四、下水処理

- ・下北山村の浄化槽の設置を計画的に促進し、生活排水を適正に処理、水質と環境保全対策を行います。このため、現在六七・一六％（平成十五年度）の設置率を五年後には八二％以上の整備をめざします。また、十年後には、自然環境の保全の観点から一〇〇％の設置率をめざします。

五、廃棄物・し尿処理

（一）ゴミ処理

- ・ゴミ処理の有料化を検討します。
- ・できるだけゴミを出さない暮らしの工夫を、広報などを通じて啓発します。一人一日当りのゴミ排出量 一一〇五g（十五年度実績）を、一〇〇〇g以下を目標として減量化に努めます。
- ・分別収集の細分化を進め、資源ゴミのリサイクルを促進します。平成十五年現在で一八％のリサイクル率を、三〇％を目標に率の向上を図ります。（注）
- ・環境美化パトロールの強化、不法投棄禁止看板の設置等により不法投棄防止対策を強化します。



・ゴミ処理施設の効率的な維持管理運営を図ります。

(注) リサイクル率＝ゴミの総排出量のうち、再資源化された量(率)

(二) し尿処理

施設の老朽化に対する対策として、現在の上下北山衛生一部事務組合の枠組みを越えたより広域的な処理体制の構築、建替え等、効率的な施設を検討します。

六、その他

(一) 火葬場

施設の維持修繕に努め、適切な管理運営を行います。

二、開かれたふるさとの道づくり

開かれたふるさとの道づくりを進めるにあたっては、

安全で、景観的にも美しいいきなりの郷にふさわしい道として

整備していく必要があります。

【現況と課題】

村民の生活、文化の向上を図る基礎的なものが道路の整備です。南北を国道一六九号が縦貫し、東西に国道四二五号が横断しており、この二本の国道と県道上池原下桑原線によって村内を一周できます。また、平成十五年一二月に村道不動線が開通、国道一六九号のバイパス的な役割を担い、隣村の和歌山県北山村とが時間的に約三〇分短縮され、約二〇分となりました。さらに、国道一六九号線の最大の難所であった、伯母峰峠が平成十五年一月、五つのトンネルと三つの橋でつながれ全線二車線となりました。しかしながら、国道四二五号については整備

率が低く、隣村の十津川温泉から南紀の景勝地を有機的に結ぶためにも早期改良促進が期待されます。

〔国道〕国道一六九号については、昭和三十年代のダム建設に伴い工事専用道として整備されたものですが、国道としての道路機能を整備するための線形改良が必要となっています。国道四二五号については、村内総延長二八・一キロメートルのうち、改良区間は約二・九キロメートル（平成十六年八月現在）と整備率は低く、村内の通勤や、小中学校の通学など、住民生活と密接な関係がある道路で役割としてもその需要は高く、早急に改良していく必要があります。

〔県道〕県道上池原下桑原線は、住民の利用頻度が高く、今後也未改良箇所（村内総延長六・四キロメートル、改良済三・三キロメートル平成十六年八月現在）の整備を早急に実現する必要があります。

〔村道〕村道については、鋭意改良を進めておりますが、一部危険箇所があり、改良のための事業を引き続き行う必要があります。また、平成十六年、世界遺産への登録が行われた前鬼地区への入込み客の増加が予測されるので、唯一のアクセス道である前鬼・釈迦線の改良について、早期整備を関係機関に要望していく必要があります。

〔公共交通〕公共交通としては、現在、奈良交通バスが、熊野市経由新宮行きが二便、奈良方面行きが三便（うち二便池原発、一便は土日・祝日のみ）となっております。

平成十三年度に設置された「生活交通対策連絡協議会」において奈良県のバスネットワーク維持の基本的な枠組みの中で「過疎地域のバス路線については、今後、五年間路線を維持する。」旨の、バス事業者からの合意が取り付けられています。

しかしながら、期限切れを迎える平成十八年度以降のバス運行を保証するものは現在何もありません。そのような中で、住民の貴重な公共交通機関として、また村外からの自家用車・タクシー以外のアクセス機関として継続運行の維持を図



る必要があります。

【計画】

一、道路体系の整備

(一) 国道

- ・国道一六九号の線形改良の早期実現を図るため、特に前鬼橋より音枝トンネル間の早期整備を促進します。
- ・国道四二五号上池原～池峰間（通称：池原坂）の整備を促進します。
- ・国道一六九・四二五号の災害防除事業の整備を促進します。

(二) 県道

- ・県道上池原・下桑原線、佐田地区～上桑原間の未改良区間の早期整備を促進します。

(三) 村道

- ・集落内道路の改良整備を引き続き行います。
- ・前鬼・釈迦線の災害防除事業を促進します。
- ・舗装補修、局部小改良等維持・管理に努めます。

二、公共交通

- ・今後の公共交通を考えるに当たり、奈良交通バスの継続運行の維持を働きかけると共に、広域的な、村主体の公共的交通機関の確保も含めて検討する必要があります。

■主要公共施設等の整備状況

(単位:千円)

区分	昭和45年度末	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成14年度末
市町村道					
改良率(%)	3.5	7.6	4.2	5.5	6.9
舗装率(%)	15.0	22.0	57.8	71.2	71.5
耕地1ha当り農道延長(m)	61.3	89.5	50.1	17.6	6.9
林野1ha当り林道延長(m)	0.6	1.0	1.9	13.3	14.3
水道普及率	67.5	95.3	100.0	100.0	100.0
水洗化率%			20.8	69.9	81.2
人口千人当たり病院、診療所の病床数(床)	2.5	6.0	6.0	4.3	4.4
小学校					
危険校舎面積比率(%)	0	0	0	0	0
中学校					
危険校舎面積比率(%)	0	0	0	0	0

三、災害に強いふるさとづくり

きなりの郷では、
無秩序な開発や自然破壊を許さないとともに、
災害に強いふるさとづくりをめざします。

【現況と課題】

〔村土保全〕平成二年の台風一九号による人工林を中心に発生した風倒木、河川への大量の流入土砂等村内における被害は大きいものでありました。また、平成十六年八月に襲来した台風一号により、二四時間雨量七七六ミリを記録、村道・林道・河川に甚大な被害が発生、また、普段は水の流れの無い谷においても水・土石・流木が人家や公共施設を直撃し多大な被害が発生しました。これら、大雨による被害を最小限にくい止める治山・治水・砂防対策が必要です。今後、再びこのような災害が発生することのないよう、山林の公益的機能の増進、総合的な治山事業を進めるとともに、荒廃山林については所有者の協力を得て保安林指定を受ける必要があります。

水源地域総合整備事業により整備が行われた浦向奥地区や、事業が実施中の前鬼地区（平成十三年度から五ヶ年間の計画）に引き続き、他の流域の水源地治山事業を推進します。

また、河川や谷については、山地からの流出土砂の堆積によって水位が上昇し、氾濫の危険や、土砂の下流への流動が河川形状に大きく影響を与えており、大雨や台風などの非常時に災害の恐れがあります。このため、土石流や、土砂の流下を未然に防ぐための砂防堤の整備を進める必要があります。

〔消防・防災〕消防防災体制の強化をめざして平成五年度に防災行政無線が整備され、また平成十年には吉野広域消防北山分遣所が設置され、緊急災害時の消防体制の強化が図られました。

平成十六年には東南海・南海地震防災対策推進地域に指定され、これを契機に地震防災対策の推進を図り、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等、各関係部局が一体となって災害に強い地域づくりをめざす必要があります。

〔交通安全〕 伯母谷工区・不動トンネルの完成により国道一六九号線、国道四二五号線ともに交通量が増加し、事故が増えております。特に前鬼から音枝橋付近、南池原トンネル付近等で事故が発生しております。また、高齢者や幼児・児童等の歩行者の安全を確保する必要があります。このため、事故多発地点の道路改善、歩道の設置、カーブミラー・ガードレール設置、標識・啓発看板等の設置を進めるとともに、冬の雪寒対策を図る必要があります。さらに、村外ドライバーに対する交通安全の啓発と、下北山交通安全協会が行っている交通安全教育の充実を図る必要があります。

【計画】

一、村土保全

(一) 治山

- 保安林の管理に努め、山地の崩壊や林相悪化（放置人工林）等、荒廃した森林を保安林に指定し、既設保安林と共に、山林の有する水源涵養機能等、山林の公益的機能の増進を図るために森林整備や土砂流失防止施設等、治山事業の推進を図ります。

(二) 治水砂防

- 砂防施設が未設置の土石流危険渓流への施設整備を推進します。
- 未整備の急傾斜地崩壊危険箇所を整備事業推進を図ります。



二、消防・防災

(一) 消防・防災体制の充実

- ・予防消防の一層の推進を図ります。
- ・地域防災力の向上、住民の自主防災組織の育成を図ります。
- ・地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を促進します。
- ・防災行政無線の充実と共に、より正確な情報提供と迅速な対策が行われるよう防災ネットワーク体制の確立を図ります。

(二) 防災意識の啓発

- ・各地区において災害時に迅速な避難ができるよう定期的な避難訓練を実施します。
- ・保育所及び小・中学校においても、園児・児童・生徒の速やかな避難ができるよう、避難訓練を充実します。
- ・各地区・各事業所においても、自主防災体制の確立を促進します。
- ・各家庭においての防災意識の啓発に努めます。

三、交通安全

(一) 道路交通環境の整備

- ・横断歩行者の交通事故が発生する危険性の高い場所に横断歩道を標示する他、停止線、追越し禁止、速度制限等の整備に努めます。
- ・交通事故多発地点の道路改良及び狭隘箇所 の 拡 幅 を 促 進 し ま す 。
- ・違法駐車、迷惑駐車をなくすよう啓発に努めます。
- ・冬の雪や寒冷による道路の凍結防止対策に努めます

(二) 交通安全施設の整備

- ・歩行者の交通事故を防止するため、歩行者の多い道路については歩道と車道の分離を積極的に実施するとともに、園児・児童・生徒の通学路についても重点的歩道を設置するよう努めます。
- ・バリアフリーについては、視覚障害者誘導用ブロック、歩行者用道路の段差等を整備するよう努めます。
- ・危険地点の歩行者安全確保のため、歩道、横断歩道、ガードレール等の整備に努めます。

(三) 交通マナーの啓発

- ・住民に対し交通安全教育を推進・啓発し、交通安全意識の高揚を図ります。
- ・ドライバーに対しシートベルトの着用・チャイルドシートの着用・ヘルメットの着用など交通安全キャンペーンを推進します。
- ・村外ドライバーに対し、交通安全意識を高めるため啓発を進めます。
- ・小・中学校・保育所を含め、正しい交通ルールとマナーの実践を習慣づけるための啓発並びに、交通安全教室を実施します。

四、きなりの心を結ぶ 情報ネットワークづくり

きなりの郷では、

住民一人ひとりが豊かなコミュニケーションを大切にします。

【現況と課題】

住民の日常生活の利便性と福祉の向上、地域の活性化を図る上で、地域情報ネットワークを確立することが望まれます。このため、平成十六年度に整備されました、ケーブルテレビの通信網を利用した地域のネットワーク化と、行政チャンネル

ルを利用した自主放送を行い、防災行政無線と併用し、生活情報の提供、行政情報の公開を進める必要があります。

【計画】

(一) 地域情報ネットワークの整備

・平成十六年度に整備しました、ケーブルテレビを利用した地域イントラネットを構築し情報化推進を進めます。

(二) 情報ネットワークの活用

・行政・保健・医療・福祉・生涯学習などの住民生活のあらゆる情報をネットワーク上に配信できるよう検討します。

(三) 防災行政無線、ケーブルテレビを利用した情報提供

・地震、台風等の人的災害を未然に防ぐには、住民に対する的確な情報の周知が不可欠です。情報の提供にあたっては、防災行政無線と、ケーブルテレビを利用した自主放送で行い、災害時の情報伝達に万全を尽くします。